

助かる命を助けるために 9月9日は「救急の日」

「夜間救急医療体制」を守るために、
私たちができること

問合先／市民健康課地域医療G
(すこやかふれあいプラザ内)
☎(22) 8848

■夜間当番医制度の状況

本市の夜間当番医制度は、川内市医師会の会員および済生会川内病院などの協力により、現在、9医療機関により運営されています。

夜間当番医の診療時間は、原則、18時から23時までです。

夜間当番医を内科系・外科系に分けて市民へ開示している地域は県内では本市のみで、夜間救急に関わっている医師、看護師、その他多くの方々の努力により体制が維持されています。

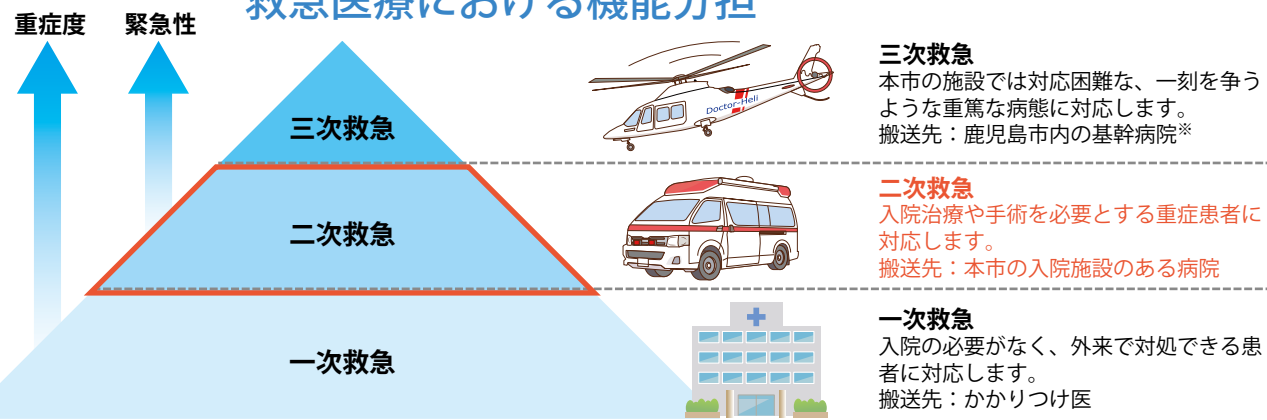
■現代の救急医療体制

救急医療を維持する上で、最大の課題は**夜間当番医の維持**です。

夜間の当番医は、昭和54年4月1日から始まった制度で、「休日・夜間の入院診療を必要とする重症救急患者の医療を確保する」ためにできたものです。

しかしながら、一次救急、二次救急が混在した形の運営となっており、医師不足や医師の高齢化、働き方改革の中、厳しい状態での運営が続いています。

救急医療における機能分担



▲現代の救急医療体制



▲市ホームページ



▲市消防局ホームページ



▲かごネットホームページ



▲広報薩摩川内5月通常版

■当番医の情報はこちらから

○広報薩摩川内「お知らせ版」
(毎月25日ごろ発行)

○消防テレホンサービス
☎(27) 1199

※基幹病院とは、三次救急の機能を持ち、高度な急性期医療と手厚い看護を提供する病院のこと。

		一次救急	二次救急	三次救急
平日	昼	かかりつけ医	救急指定病院	鹿児島市内の 基幹病院
	夜	夜間当番医		
		原則 18 時～ 23 時	18 時～ 8 時 30 分	
休日	昼	休日当番医	当番医(一部非公開)	
	夜	夜間当番医		
		原則 18 時～ 23 時	18 時～ 8 時 30 分	

▲川内市医師会の救急医療体制

現在、医療従事者の不足や医師の高齢化などを問題に、本市の夜間当番医制度は厳しい状況になりつつあります。また、緊急性のない軽症患者が受診する「コンビニ受診」も問題となり、体制維持も難しくなっています。

そこで今回は、川内市医師会会長の岩川俊二氏に本市の救急医療体制についてお話を伺いました。

●救急疾患とは？

緊急に適切な手当てをしなければ、生命維持が困難となる病態で、その生命を守る医療が救急医療です。

●川内市医師会の救急医療体制

昭和54年
21当番医による夜間救急輪番医制を開始

平成12年
・13当番医となる
・全国でも珍しい輪番医を開示

平成13年
小児救急医療支援として、小児救急医療体制(川内方式)を開始

平成18年
一次救急診療体制を開始

当番医の済生会川内病院、川内市医師会立市民病院の一次救急診療を支援するため、会員医師が出向き、23時まで対応する一次救急診療体制を開始しました。

平成27年
当番医と眼科医、耳鼻咽喉科医、精神科との連携体制を整備

精神科救急は、平成8年に県精神科救急医療システムが開始され、平成27年には、精神科救急医療電話相談窓口、精神科救急情報センターが開設され、県精神科救急医療体制が構築されました。

川内市医師会では、当番医への支援として、川薩地区精神科救急医療体制を整備しました。

本市の救急医療体制を守る



▲川内市医師会会長 岩川俊二氏

現在は、9当番医と会員医師の協力で救急医療体制を維持しています。

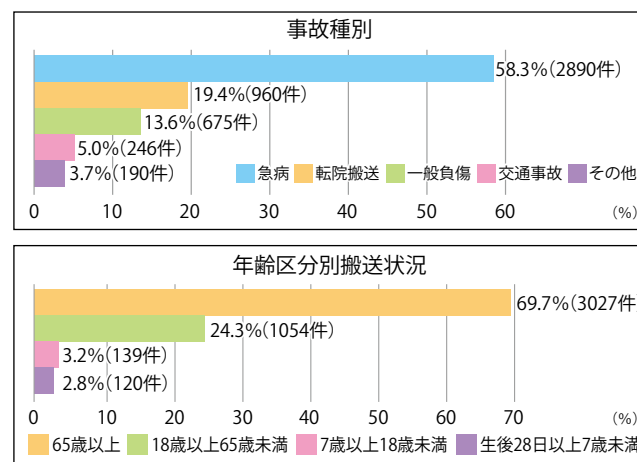
川内市医師会は、今後も皆さんが安心して暮らせるように、薩摩川内市と協働し、より良い医療体制になるよう努めていきます。これから紹介する3つのお願いを守っていただくよう、お願いします。

心掛けていただきたいこと

- ① かかりつけ医を持ちましょう。
- ② やむを得ず昼間に受診ができない場合などは、必ず23時までに受診しましょう。
- ③ 23時以降は急患、重症患者に限りま。救急車を呼ばなければ危険と予想される場合以外は、朝まで様子を見て、かかりつけ医を受診しましょう。

■救急搬送の状況

本市の令和5年度の救急車出動件数は4961件と、過去最大となりました。事故種別と年齢区分別搬送は次のとおりです。



※救急を要請された全ての方が搬送されているというわけではありません。